

視察報告書

令和5年11月6日

目黒区議会議員 文教子ども委員会委員 上田あや

下記により行政視察を行ったため、その結果を報告します。

I. 視察日時
2023年10月19日 13:30-15:30
II. 視察場所
大阪府寝屋川市役所
III. 派遣委員の氏名
竹村ゆうい委員長、高島なおこ副委員長、青木英太委員、芋川ゆうき委員、上田あや委員、 上田みのり委員、河野洋子委員、後藤さちこ委員、関けんいち委員
IV. 視察内容
a) いじめ対策部署「危機管理部監察課」業務について ・概要について ・背景や取り組み内容について ・効果について ・課題や今後について
b) 寝屋川市子どもたちをいじめから守る条例について ・概要について ・具体的な内容について ・是正勧告(第十三条)の実績について
c) 寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金交付要綱について ・概要について ・具体的な内容について ・補助金交付実績について
V. 概要および質疑
a) 概要 別紙1
b) 質疑 別紙2

概要

a) いじめ対策部署「危機管理部監察課」業務について

危機管理部に監察課を設置寝屋川市は令和元年に市長部局の危機管理部に監察課(7人)を設置。通報を受けた監察課が学校現場や自宅に直接出向き解決の仲介を図る。

令和4年度認知したいじめ事案(337件)に対し調査・対応を行い、全件で1か月以内にいじめ行為を停止させた。

人間関係の再構築を目的とする教育的アプローチ(学校・教育委員会による通常はいじめ対応)といじめの即時停止を目的とする行政的アプローチ(市長部局監察課によるいじめ対応)を並走させることで実効的ないじめ対応を目指している。並走させるメリットとしては(1)第三者的視点で相互にいじめ対応の不備をチェックすることができる(2)目的の違う2つのルートを確認することで相談者が望む形の解決が選択可能となる(3)役割分担による教職員の負担が軽減される、などが挙げられる。

攻めの情報収集として毎月毎月、全小中学校にチラシを配布し、学校以外にも市の監察課がいじめの相談や通報を受け付けていることを周知している。チラシは通報用の手紙と一緒にあって、それを切り取ることで子どもたちが「SOS」を発信できるようになっている。それによりいじめの早期発見および抑止を図る。

b) 寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例について

令和2年1月条例施行。いじめについては児童らを明確に被害者と加害者に分けて間に入り、まずは平穏な状態に戻すことを主眼としている。いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向け市長部局で新たな取り組みを行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定めている。

保護者及び地域住民の責務の明示をしており、保護者および地域住民は、寝屋川市に対し、いじめに関する情報提供を行う責務を負う。

市長はいじめの防止の申し出があった場合に必要な調査を行うことができる。市長は学校その他の寝屋川市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告できる。(1)児童等に対する見守り(2)いじめ防止の環境整備(3)訓告・別室指導その他の懲戒(4)出席停止(5)学級替え(6)転校の相談および支援等。

c) 寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金交付要綱について

刑事や民事などの法的措置を取るケースを想定し、被害者に弁護士費用など最大30万円まで補助する制度や転校が必要になった場合でも経費の一部を最大15万円支援する。

いじめ問題を教育・行政・司法の側面から捉え、各々の役割を果たしながら解決を図る。具体的には(1)人権問題としてのいじめという行政的アプローチ(2)教育問題としてのいじめという教育的アプローチ(3)法的問題としてのいじめという法的アプローチ。そのなかで、法的アプローチとして賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用の補助を行う。

質疑

a) いじめ対策部署「危機管理部監察課」業務について

- ・ 市で認知したいじめ事案数推移
 - 令和元年度 172 件、令和 2 年度 169 件、令和 3 年度 183 件、令和 4 年度 337 件
- ・ 市内公立校在籍人数
 - 小学校 10,110 人、中学校 5,170 人。
- ・ 通報・相談ルートごとの内訳と特徴。
 - 令和 4 年度に直接監察課に相談のあった 151 件のうち、チラシ経由が 56 件、メール／来庁が 43 件、フリーダイヤルが 42 件、いじめ通報アプリが 9 件、LINE 相談。
チラシは本人申告が多く、その他は保護者申告が多い。
- ・ 「1 ヶ月以内に全件のいじめを停止させた」に関し、停止の定義について。
 - 申告時に被害者が望む解決方法を聞いておく。監察課が対応し、問題なく登校できているかを確認し
その後も 3 か月継続して見守りする。それで問題ない場合に「停止」としている。
- ・ 寝屋川モデルを全国に広げていくためのハードルについて。
 - 市教育委員会と連携し、共通理解を得ることが必要。
- ・ 寝屋川モデル「いじめゼロ」に向けた新アプローチ(教育的アプローチ・行政的アプローチの並走)による効果。
 - 市民にとっては目的と役割の異なるルートを並走させることで子どもと保護者が望む選択肢が増えた。
教職員にとってはいじめ行為を認めないなど加害者との対応に苦慮することもあったが、長期間の対応を
監察課と連携することで負担の軽減につながった。
- ・ 子どものいじめ防止対策推進事業に対する予算(財政負担状況)について。
 - 令和 5 年度予算は 421 万 2 千円(国庫補助金、府補助金)／年。
- ・ 東京都の別の区では物隠し、いたずら書きなど加害者不明のいじめ重大事案があった。加害者不明事案
においては教育的アプローチが困難であった。行政的アプローチがあるところの場合の対応に幅がうま
れるか。
 - 監察課が把握した事例についてこれまで加害者不明事案はなかった。
- ・ 人間関係の再構築をおざなりにしない工夫について。特に加害者側に虐待や貧困問題がある場合。
 - 再構築はあくまでも教育的アプローチの役割。虐待や貧困等がある場合、子ども部で連携をとって対応し
ている。
- ・ 夜間防犯パトロールの効果について。
 - 平成 27 年に導入した後、犯罪認知件数推移は全体的に減少。令和 4 年度だけ微増。

- ・ 教育機関によるいじめ対応の限界について
- 監察課と連携しながらの対応で迅速に対応できている。

- ・ 今後の課題
- 監察課への直送は小学生が多い。中学生は今後の課題。

- b) 寝屋川市子どもたちをいじめから守る条例について

- ・ 加害者側を転校や出席停止、学級替えにした事例有無。
- 出席停止 0 件、学級替え勧告過去 2 件。

- ・ 加害者とされる児童の学級替えにつき、保護者の反発有無。
- 年度末での学級替えだったので特段問題なかった。

- c) 寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金交付要綱について

- ・ 補助金交付実績について
- 令和 4 年度実績で、寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金交付要綱に基づく弁護士費用等支援補助金及び転校費用等支援補助金の交付が各1件。

- ・ 今後の展望
- 今後も必要に応じていじめ被害者支援事業補助金を交付することなどにより、いじめ事案へのアプローチの実効性の向上を図る。